

社会福祉法人 若葉会 行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30年 8月 1日～平成 33年 7月 31日までの 3年間

2. 内容

目標 1：全職員が育児・介護に関する社内制度を理解・活用できるように周知する。

<対策>

- 平成 30年 9月～ 育児介護制度についての勉強会を実施する。
- 平成 31年 1月～ 育児介護休業等に関する規程の内容を理解しやすくするために、図表にした資料を作成する。
- 平成 31年 3月～ 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

目標 2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間5日以上とする。

<対策>

- 平成 30年 8月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 平成 30年10月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を実施する。
- 平成 31年 1月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画及び社内告知を行う。